

銚田市告示第 171 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、銚田都市計画下水道を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

銚田市長 井川 茂樹



記

1 都市計画の種類

下水道（銚田公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

（1）排水区域

追加する部分

銚田市安房字南前、南前久保、水砂、諏訪前、八幡、八幡前、三角山、高野前、高野前窪、鹿喰の各一部

銚田市飯名字平出し、平出久保、円正寺の各一部

銚田市銚田字池ノ下、広町、西町、外堀、赤土台、坂下、富士下、富士峰、富士峰、荒谷、あらや、中根、池袋台、加倉井、七峰、堀米台、堀米谷、七峯、中嶋、中島、川尻西、川尻東、川崎の各一部

銚田市畑田字江戸山、カヤノ窪、カヤノ、茅野、出羽山、出場山、出場、新宿、川波、川崎、長町、仲ノ町、根田、成下の各一部

銚田市塔ヶ崎字塙下、古川、根本、根本下、沢三木台、沢三木、沖田、台、内出、内手、宮谷、千升、千舛、石畑、西舟津、新田、入口、長作、須賀の各一部

銚田市安塚字田中下の各一部

3 縦覧場所

銚田市役所 都市計画課

鉾田都市計画下水道の変更

令和 8 年 度

鉾 田 市

銚田都市計画下水道の変更（銚田市決定）

都市計画銚田公共下水道「２．排水区域」を次のように変更する。

２．排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

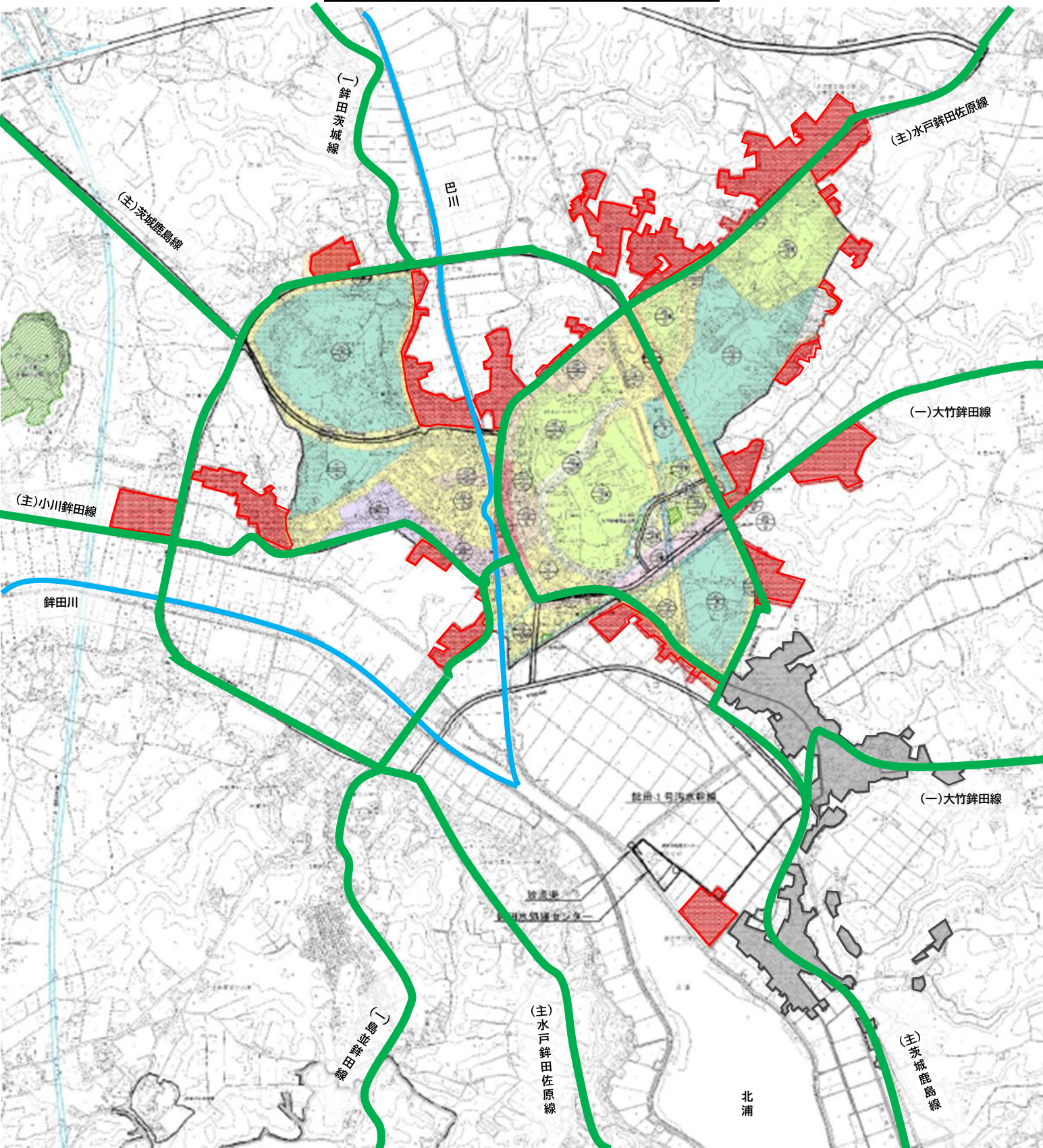
（備考）面積 汚水約 3 5 4 ha 雨水約 2 8 0 ha

理 由

都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全に資するため、
本案のとおり都市計画を変更するものである。

銚田都市計画下水道の変更

概要図



鉾田公共下水道	
排水区域 (汚水)	変更前 約280ha
	変更後 約354ha

凡例	
排水区域(今回決定)	
排水区域(既決定)	

【変更理由】
都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり都市計画を変更するものである。

【変更理由】
都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり都市計画を変更するものである。